

1 平成 27 年度 社会福祉法人三愛学園 事業計画

中期運営方針

- 1、「児童憲章」「児童福祉法」の理念に基づいて、児童養護施設・さんあいの養護内容とその実践を充実発展させるべく努力する
- 2、全国児童養護施設長研究協議会で示されている方針より、特に以下の事項に焦点を当てて取り組む
 - 被措置児童等虐待の根絶のための取り組みを強化する
 - 職員の人材確保・育成・定着を図る
 - 地域が必要とする子育て支援を積極的に推進する
- 3、平成 25 年度に実施した第三者評価より指摘された以下の事項の改善に取り組む
 - 中期事業計画の策定 ⇒ 設立 40 周年記念事業
 - 人事評価制度の構築
- 4、施設養護を中心として、関係機関との連携を強化し、地域福祉への協力体制を強化する

27 年度事業計画

- 1、役員会等の実施
 - 定例役員会（5月、3月）
 - 臨時役員会（必要あるとき）
 - 苦情解決第三者委員会（年2回）
- 2、職員配置基準の改善（小学生以上 4 : 1）に対応した養護体制の確立
- 3、創立 40 周年記念事業の実施（詳細は別紙参照）
- 4、人事評価制度構築のための準備作業
- 5、ファミリー・ホーム「茜の里」開設に向けた準備作業と開設後のフォロー
- 6、職員の育成と定着を目的とした研修やスーパービジョンの実施

児童及び職員の概要

- ・児童定員 35名
- ・職員数 常勤24名
施設長、副施設長、書記、児童指導員、保育士、臨床心理士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、栄養士等

児童養護施設「さんあい」の重点目標及び実施計画

- 1) 「小生活単位養護」を認識し、養護内容・養護形態・職員体制の内容充実に取り組む
 - ・生活単位ごとの養育環境作り（居室環境・食事・外出・娯楽など）
 - ・「自立支援計画」作成の充実、及びこれに基づく個別養護
 - ・施設長・副施設長・家庭支援専門相談員・書記・主任・副主任の連携及び役割の相互理解
 - ・日常処遇職員（保育士・指導員）と専門職員（家庭支援専門相談員・心理士・里親支援専門相談員）の相互理解・相互協力体制の強化
- 2) さんあい生活する児童が「安心」と「信頼」の人間関係の中で生活をし、心の健康を回復し、よりよく自立できるように支援する
 - ・体罰やいじめのない養護・何でも言える人間関係・生命と身体の安全が守られる職員の眼
（被措置児童等虐待予防のための取組み、入所児童の意見・苦情・訴えを受け止め対応するための取組み、安全教育の充実）
 - ・潤いとゆとりのある日常生活（生活環境の美化、好ましい生活習慣）
- 3) 児童養護施設における自立支援機能の更なる充実を図る
 - ・「児童養護施設管理システム」を処遇の評価・反省・計画に活かす
 - ・「自立支援計画」に基づく処遇・養護計画を確実に実践する
（児童相談所、保護者、学校等関係機関との連携、再検討・修正）
- 4) 専門職及び関係機関との連携を一層強化し、児童の最善の利益を追求する
 - ・親及び保護者への支援的関係の強化（児童相談所との連携、ファミリールームの有効活用）
 - ・治療的ケアの必要な児童に対する専門職の活用（心理士、専門病院、医療機関等）
 - ・地域及び学校との連携を深める（小中学校との定期的な連絡協議会の実施）
- 5) 入所児童のよりよい援助者として職員の資質向上を図る
 - ・『児童養護要綱』及び施設内会議を通じて、自己の役割と責任を完遂する
 - ・専門職の助言等を真摯に受け止め実践する
 - ・職員研修の充実（派遣研修・自己研修等、必要な研修に計画的に参加できるようにする）
 - ・園内研修の充実をはかる（性教育委員会、園内研修委員会、危機管理委員会）
- 6) 家庭的養護の必要性への理解を深める
 - ・児童福祉関係の情報に関心を持つ（社会的養護の状況や国の動向把握、他施設の見学等）
 - ・「小規模グループケア」の支援
- 7) 地域との交流及び養護支援の充実を図る
 - ・PTA、子ども会、自治会を通じての交流
 - ・深谷市、本庄市、寄居町対象の『ショートステイ事業』の体制充実と支援
 - ・深谷市要保護児童対策地域協議会への参加
 - ・里親推進委員会への参加（熊谷児童相談所）
 - ・ファミリーホーム「茜の里」との連携